

都道府県におけるオープンデータの定義の異同

本田正美^{†1}

2010 年末に福井県鯖江市において開始されることになったオープンデータの取り組みは、その後全国自治体でも着手されるところとなり、デジタル庁による「オープンデータ取組自治体一覧」を見ると、2022 年 6 月時点で 1300 に迫る自治体が着手済となっている。

取組みが浸透しているオープンデータであるが、実際に公開されるオープンデータの質や量に自治体間で相違があることは、内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室が実施したアンケート調査により明らかになっている。

ここで、本研究は、自治体においてオープンデータがいかなる定義付けをなされているのかに着目する。取り組み自体が浸透する中で、公開されるオープンデータの質や量に相違があるということは、そもそも取り組むとされたオープンデータについて、その定義自体に相違があった可能性が考えられる。あるいは、定義自体は統一的なものである一方で、実際の取り組みに相違が生じているという可能性もある。本研究では、既に全ての都道府県でオープンデータに着手済であることに鑑み、全都道府県を対象にオープンデータの定義のあり方について事例分析を行う。

Differences in definition of open data among prefectures

Masami HONDA^{†1}

At the end of 2010, Sabae City, Fukui Prefecture started an open data initiative. After that, local governments across the country started to work on open data, and according to the Digital Agency's list of municipalities that have completed open data efforts, as of June 2022, nearly 1,300 local governments have already started. Open data is a pervasive initiative, but according to a questionnaire survey conducted by the Cabinet Secretariat's Information and Communication Technology (IT) Comprehensive Strategy Office, there are differences between local governments in the quality and quantity of open data that is actually published. Then this research focuses on how open data is defined in local governments. The fact that there are differences in the quality and quantity of open data to be released as the initiative itself spreads suggests that there may have been differences in the definition of open data itself. Alternatively, it is possible that while the definition itself is unified, there are differences in the actual efforts. In this research, considering that all prefectures have already started working on open data, we will conduct a case analysis on how open data should be defined for all prefectures.

1. 本研究の概要

2010 年末に福井県鯖江市において開始されることになったオープンデータの取り組みは、その後全国自治体でも着手されるところとなり、デジタル庁による「オープンデータ取組自治体一覧」を見ると、2022 年 6 月時点で 1300 に迫る自治体がオープンデータの取り組みに着手済となっている[1]。

取組みが浸透しているオープンデータであるが、実際に公開されるオープンデータの質や量に自治体間で相違があることは、内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室が実施した調査「地方公共団体へのオープンデータの取組に関するアンケート」により明らかになっている[2]。

ここで、本研究は、自治体においてオープンデータがいかなる定義付けをなされているのかに着目する。オープンデータの取り組みが自治体で浸透する中で、公開されるオープンデータの質や量に相違があるということは、そもそも着手されることになったオープンデータについて、その定義自体に相違があった可能性が考えられるからである。あるいは、定義自体は統一的なものである一方で、実際の

取り組みに相違が生じているという可能性もある。

本研究では、既に全ての都道府県でオープンデータに着手済であることに鑑み、全都道府県を対象にオープンデータの定義のあり方の異同について事例分析を行う。

2. 研究の背景と目的

2010 年末に、福井県鯖江市で全国に先駆けてオープンデータに着手されるところとなった。この時、外部の専門家が市長に取り組みを提案したことをきっかけとする[3]。

その後、オープンデータの取り組みは全国自治体に波及することになる。全ての都道府県でオープンデータに取組となり、基礎自治体でも取組の団体が過半数を超え、2022 年 6 月時点で 1300 に迫る自治体がオープンデータの取り組みに着手済となっている[1]。

自治体におけるオープンデータの取り組み状況については、内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室が累次のアンケート調査を実施してきた。その最新のものは 2020 年に実施した「地方公共団体へのオープンデータの取組に関するアンケート」である[2]。これを見ると、オープンデータに着手済と一言で言っても、その実情には相違があることが

^{†1} 関東学院大学
Kanto Gakuin University

分かる。例えば、オープンデータとして公開するデータの種類や量に相違が見られる。

公開されるオープンデータは、オープンデータ施策の成果と目される。そのような施策の成果に相違が見られる事由として、オープンデータに着手する以前からの自治体としての情報提供の取り組みの状況に相違があった可能性が指摘されている[4]。

あるいは、オープンデータに着手する際のその政策過程において、何らかの相違が見られた可能性もある。オープンデータの政策過程については、[5]や[6]において分析がなされている。それらによれば、オープンデータに着手することになった契機の出来事の相違が結果として公開されるオープンデータの相違につながった可能性が示唆されている。

なかでも、オープンデータとして公開されることになるデータの選定については、[7]において、その判断基準に関する事例分析が行われている。これによれば、自治体においては、オープンデータとして公開するデータについて何らかの明確な基準があるわけではなく、オープンデータとして「公開しやすい」データから公開が行われている実情がうかがわれる。

何をオープンデータとして公開するのか、明確な基準が事前に設定されていなければ、かように、公開しやすいデータを公開するという対応が取られるものと考えられる。また、データを公開するという行為をもってオープンデータを定義するのであれば、公開されるデータの種類などは議論の対象とはならない。これが何ををもってオープンデータと定義するのか問題となる所以である。

都道府県については、既にその全てでオープンデータに着手済である。[8]がその要因を論じているが、これにおいては、オープンデータの定義の異同は分析の対象とされていない。

対して、[9]では、都道府県で策定された官民データ活用推進計画におけるオープンデータの位置付けと実際の取り組みの相違の関係について分析がなされている。ただし、[9]においては、官民データ活用推進計画にオープンデータに関する事項の記載がない場合については分析が出来ていない。

自治体において取り組みが浸透しているオープンデータについて、その成果に相違がある中で、本研究では、その相違の一因として、施策を実施するにあたって、その取り組みに関わり基本とも言えるオープンデータの定義に相違があったことを想定する。

オープンデータの定義については、かつては[10]のように議論を行うものもあったが、その取り組みが進展する中で、特段の注意が払われなくなっている。

本研究では、全ての都道府県でオープンデータに着手済であることに着目して、都道府県においてオープンデータ

がどのように定義されているのか、その実態について事例分析を行うものである。

3. 研究の方法

本研究では、オープンデータの定義に着目する。なかでも、全ての都道府県においてオープンデータに着手済であることに鑑み、47都道府県でいかなるオープンデータの定義付けがなされているのかに着目する。

都道府県におけるオープンデータの定義付けを確認する方法は、まず各都道府県の Web サイトにアクセスすることから始める。各都道府県の Web サイトにアクセスした後に、その Web サイトで提供されているサイト内検索を用いて、「オープンデータ 定義」で検索を行い、結果として返されたページを逐次確認する。

この方法で、いくつかの県を除いて、オープンデータの定義が掲載されているページを発見することが出来た。その発見出来なかった事例について再確認するために、さらに、定義が記載されているページが発見出来た事例についても再確認を行うために、あらためて Google 検索を用いて、同様に「オープンデータ 定義」で検索を行い、その結果として表示された上位 10 位までのページを逐次確認した。

一連の作業は 2023 年 1 月 7 日に行い、その結果に関するデータを保存した後に、あらためて 2023 年 1 月 25 日に、その保存したデータにつき確認作業を行った。その結果、2023 年 1 月 7 日時点と 1 月 25 日時点では変更などは見られなかった。よって、以下の結果は 2023 年 1 月時点での現状ということになる。

4. 結果

全ての都道府県について、オープンデータの定義を確認した結果を以下の図表 1 にまとめた。

図表 1 都道府県におけるオープンデータの定義

	オープンデータの定義	出典 URL
北海道	オープンデータとは、出典元を明記することで、誰でも自由に使えるデータのことです。	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/dtf/odata/openata/opendata.html
青森県	統計情報、地図情報、防災情報等の公共性の高いデータが、国民や企業などに利活用されやすいように機械判読に適した形で、営利・非営利を問わず二次利用可能なルールの下で公開されること、また、そのように公開されたデータをいいます。	https://opendata.pref.aomori.lg.jp/faq/docs/7_2.html
岩手県	オープンデータ基本指針 引用	https://www.pref.iwate.jp/opendata/1000081/index.html

宮城県	オープンデータとは、機械判読に適したデータ形式により、二次利用が可能なルールのもとで公開されているものをいいます。	https://www.pref.miyagi.jp/site/opendata-miyagi/
秋田県	オープンデータ基本指針 引用	https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/32419
山形県	オープンデータとは、「機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータ」であり「人手を多くかけずにデータの二次利用を可能とするもの」のことをいいます。	https://www.pref.yamagata.jp/020051/kensci/shoukai/toukeijouhou/toukeijoho-opendata/opendata/index.html
福島県	オープンデータとは、公共データを、営利・非営利を問わず、誰もが自由に二次利用できる形式で公開することです。	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11045a/open-data-top.html
茨城県	オープンデータとは、国や地方公共団体が保有するデータのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集等）ができるような形で公開されたデータをいいます。	https://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/joho/it/opendata/od-00.html
栃木県		
群馬県	オープンデータとは、行政が保有するデータを、機械判読可能な形式で、誰もが二次利用できるルールの下で公開すること、またはその公開されたデータのことで、	https://www.pref.gunma.lg.jp/page/16089.html
埼玉県	オープンデータとは、行政が保有するデータを、誰もが二次利用できる形式で公開し、社会が効果的に活用することにより、新たな価値を創造していくこととするものです。	https://opendata.pref.saitama.lg.jp/about/
千葉県	オープンデータとは、行政が保有する公共データを、民間等が自由に利用できるよう二次利用を促進する利用ルールを策定した上で、機械判読に適したデータ形式により公開すること。	https://www.pref.chiba.lg.jp/gyoukaku/opendata/index.html
東京都	オープンデータとは、次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータである。 ①営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの ②機械判読に適したものの ③無償で利用できるもの	https://portal.data.metro.tokyo.lg.jp/guideline/
神奈川県	機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能なルールの下に公開されること。またはそのように公開されたデータ。	https://www.pref.kanagawa.jp/dst/index.html#opendata
新潟県	オープンデータとは、公共データなどが、誰もが自由に二次利用できるルールの下で公開されること、また、そのように公開されたデータのことでいいます。	https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/ict/opendata-toha.html
富山県	オープンデータとは、行政や研究機関、民間企業等が保有する統計資料や文献資料を始めとした公共的なデータについて、利用ルールを明記し、二次利用しやすい形で公開する取り組み、及び、そのように公開さ	https://opendata.pref.toyama.jp/pages/about/

	れたデータのことを言います。	
石川県	オープンデータ基本指針 引用	https://www.pref.ishikawa.lg.jp/opendata/index.html
福井県	オープンデータとは、公共データを、営利・非営利を問わず、誰もが自由に再利用を可能な形で公開することです。	https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/suishin/opendata/index.html#od11
山梨県	オープンデータ基本指針 引用	https://www.pref.yamanashi.jp/opendata/about.html
長野県	オープンデータとは、機械判読可能で、2次利用可能なルールの下で公開されたデータのことで、	https://www.pref.nagano.lg.jp/dx-promo/kensei/tokei/johoka/opendata/index.html
岐阜県	オープンデータ基本指針 引用	https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachmcent/282595.pdf
静岡県	統計情報、地図情報、防災情報等の公共性の高いデータが、個人や企業などに活用されやすいように機械判読に適した形で、営利・非営利を問わず二次利用可能なルールの下で公開されること、また、そのように公開されたデータをいいます。	https://opendata.pref.shizuoka.jp/faq/docs/4356.html
愛知県	オープンデータとは、国や自治体等の行政機関が保有するデータを、企業や個人が自由に編集・加工・再配布できる状態で公開する取組です。	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/joho/opendata-needs.html
三重県	オープンデータとは、営利目的も含めた二次利用が可能な利用ルールで公開するデータのことで、	http://www.pref.mie.lg.jp/it/hp/87579000001.htm
滋賀県	県が保有する様々な公共データの活用促進を図るため、誰でも自由に二次利用でき、かつコンピュータによる利用が容易な形式で提供するオープンデータ化の推進に取り組んでいます。	https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/curashi/ict/300004.html
京都府	オープンデータ基本指針 引用	https://www.pref.kyoto.jp/digital/opendata/index.html
大阪府	大阪府では、公開しているデータの一部を編集可能な形式で分野別に整理の上、公開・共同利用するオープンデータの取組みを推進しています。	https://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku_keikaku/opendata/index.html#gaiyo
兵庫県		
奈良県	オープンデータとは行政機関等が保有するデータを、だれでも容易に自由に入手し、二次利用や再利用ができるようにしたもので、県民や企業による、当該データを利用した新しいサービスの提供と相まって、県民	https://www.pref.nara.jp/44954.htm

	の利便性向上が期待されます。	
和歌山県	オープンデータとは、国や地方公共団体が公開する行政情報等について、コンピュータで扱いやすいデータ形式で、二次利用が可能なルールで提供されるデータのことで。	https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/020400/opendata/d00207954.html
鳥取県	オープンデータとは、国や自治体等が公共データをより二次利用を行いやすいファイル形式で、誰でも許可されたルールの範囲内で自由に複製・加工や頒布などができるようにしたデータのことを言います。	https://odp-pref.tottori-info.co.jp/about.html
島根県	オープンデータとは、国や地方公共団体が保有するデータを、コンピュータで編集・加工しやすい形でインターネットに公開するもので、行政の効率化のほか地域課題の解決や公共サービスへの活用が注目されています。	https://www.pref.shimane.lg.jp/life/informati-on/joho/informatizatio-n/opendata01.html?site=sp
岡山県	オープンデータとは、「機械判読に適したデータ形式」であり「人手を多くかけずにデータの二次利用を可能とするもの」のことを言います。	https://okayama-pref.dataeye.jp/pages/opendata
広島県	オープンデータとは、公共データを、営利・非営利を問わず、誰もが自由に二次利用できる形式で公開することです。	https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/265/opendata.html
山口県	オープンデータとは、国や自治体などが保有する公共データのうち、次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータのことで。 <ul style="list-style-type: none"> ・営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの ・機械判読に適したもの ・無償で利用できるもの つまり、誰でも許可されたルールの範囲内で自由に複製・加工や頒布ができるデータを言います。	https://yamaguchi-opendata.jp/www/contents/1559282549859/index.html
徳島県	オープンデータとは、国や自治体等が公共データをより二次利用を行いやすいファイル形式で、誰でも許可されたルールの範囲内で自由に複製・加工や頒布などができるようにしたデータのことを言います。もちろんライセンスによっては、商用としても利用可能です。（当然、個人情報に関するものは含まれません。）そのため、オープンデータは「機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータ」と言われています。	https://opendata.pref.tokushima.lg.jp/about.html
香川県	オープンデータとは、行政機関等が保有する公共データ（個人情報等の公開できないデータを除く。）が、国民や企業などに利活用されやすいように機械判読に適した形で、二次利用可能なルールの下で公開されること、また、そのように公開されたデータを指します。	https://opendata.pref.kagawa.lg.jp/

愛媛県	オープンデータとは、行政が保有する公共データが、国民や企業などに利活用されやすいように機械判読に適した形で、二次利用可能なルールの下で公開されること、また、そのように公開されたデータを指します。	https://www.pref.ehime.jp/opendata/
高知県	オープンデータとは、行政機関が保有する公共データが、県民や企業などに利用されやすいよう、機械判読に適したデータ形式により、二次利用可能なルールで公開されること、またはそのように公開されたデータを言います。	https://www.pref.kochi.lg.jp/opendata/
福岡県	オープンデータとは、「機械判読に適したデータ形式」で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータであり「人手を多くかけずにデータの二次利用を可能とするもの」です。つまり、誰でも許可されたルールの範囲内で自由に複製・加工や頒布などができるデータを言います。もちろん商用としても利用可能です。	https://www.open-governmentdata.org/fukuoka-pref/about/
佐賀県	オープンデータとは、公共機関などが保有するデータを、「二次利用が可能な利用ルール」の下に、「機械判読に適したデータ形式」で公開する取組です。	https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00352127/index.html
長崎県	オープンデータとはズバリ!!「お役所のフリー素材!!」商用利用も含め、複製や改変などの二次利用を許可した状態で公開されたデータのことで。 一定のルールの下で、誰でも、無料（タダ）で、自由に使えます。 数値だけでなく写真や画像も立派なオープンデータ。	https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2020/08/1598613102.pdf
熊本県	オープンデータとは、行政が保有するデータのうち、誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータです。 1.営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの 2.機械判読に適したもの 3.無償で利用できるもの	https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/211/82808.html
大分県	オープンデータとは、行政が保有するデータのうち、誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータです。 (1) 営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの (2) 機械判読に適したもの (3) 無償で利用できるもの	https://www.pref.oita.jp/soshiki/14280/opendata.html
宮崎県	公共機関等が保有するデータを、機械判読に適したデータ形式で二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータのことを言います。	https://www.pref.miyazaki.lg.jp/digital-suishin/kense/joho/20190327203549.html
鹿児島県	国や地方公共団体が保有するデータを、機械判読に適	http://www.pref.kagoshima.lg.jp/

県	したデータ形式で、二次利用可能なルールで公開することです。	hima.jp/ac03/infra/info/ /opendata/index.html
沖縄県	オープンデータとは、公共データを営利・非営利を問わず、誰もが自由に再利用を可能な形で公開することです。	https://www.pref.okinawa.jp/site/kikaku/joho/kikaku/opendata/opendata.html

47 都道府県中で、栃木県と兵庫県では、オープンデータの定義を掲載したページを発見することが出来なかった。両県でオープンデータの取り組みは推進され、関連するページも存在するが、明確に定義を記載したページは発見出来なかったということである。

兵庫県と大阪府は他の都道府県と異なり、「オープンデータとは」といったかたちでオープンデータを定義していない。ただし、図表 1 の大阪府と兵庫県の欄に転載したように、オープンデータ施策について説明する文章の中に、オープンデータの定義と目される表現が見出される。

岩手県・秋田県・石川県・山梨県・岐阜県・京都府は、政府による「オープンデータ基本指針」にあるオープンデータの定義を引用するかたちで、オープンデータの定義を行っている。

その他の都道府県は、一定の類似性が見られるものの、それぞれ独自の定義付けを行っている。

5. 考察

都道府県におけるオープンデータの定義付けの特徴として指摘出来るのは、政府の「オープンデータ基本指針」が参照・引用されていることである。

「オープンデータ基本指針」におけるオープンデータの定義は以下のとおりである。

国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータをオープンデータと定義する。

- ① 営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの
- ② 機械判読に適したもの
- ③ 無償で利用できるもの

これを引用しているのは、上記のとおり 6 団体であった。さらに、三つの項目をあげて、それらに該当するデータをオープンデータとする方法を採用している事例が東京都・山口県・熊本県・大分県に見出された。

ただし、「オープンデータ基本指針」では、「国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち」とあるよ

うに、データの保有主体は公共機関に限定されないが、例えば熊本県や大分県は「行政が保有するデータのうち」と対象を限定している。

「オープンデータ基本指針」を引用している 6 団体を除いた 41 団体中で、「オープンデータ基本指針」における定義で①で示されるところの「二次利用可能なルールが適用されたもの」について定義で言及しているのは 32 団体であった。

「オープンデータ基本指針」における定義で②で示されるところの「機械判読」について定義で言及しているのは 21 団体であった。

「オープンデータ基本指針」における定義で②で示されるところの「無償」について定義で言及しているのは 4 団体であった。これは、「オープンデータ基本指針」を参照している東京都・山口県・熊本県・大分県であり、これら以外の団体では、オープンデータの定義において、「無償」という点については言及されていない。

②の「機械判読」に言及している 21 団体については、その全てで①の「二次利用可能なルールが適用されたもの」にも言及していた。つまり、「二次利用可能なルールが適用されたもの」としてオープンデータを定義するか、「二次利用可能なルールが適用されたもの」と「機械判読に適したもの」を合わせてオープンデータを定義するという対応が取られているのである。

特徴的な定義付けを行う事例としては、「オープンデータ基本指針」を引用している 6 団体および定義が発見出来なかった 2 団体を除いた 39 団体中で、「二次利用可能なルールが適用されたもの」について言及していない 7 団体をあげることが出来る。これは、北海道・茨城県・福井県・愛知県・大阪府・島根県・沖縄県である。

そのうち、北海道・福井県・愛知県・沖縄県は、「誰でも自由に使えるデータ」という定義が基調になっている点で共通している。残る茨城県・大阪府・島根県は「保有するデータを利用しやすいかたちで公開する」というかたちでの定義付けを行っていた。

以上のように、都道府県におけるオープンデータの定義は各団体において独自の文言をもって行われているものの、その基調の部分では政府の「オープンデータ基本指針」が一定程度は参照されていることが確認された。

国が示すところの「オープンデータ基本指針」は都道府県が必ず準拠しなければならないものではない。ゆえに、「オープンデータ基本指針」で示されるところのオープンデータの定義も都道府県が必ず採用しなければならないものではない。そうであるものの、実際に都道府県の中には、「オープンデータ基本指針」での定義をそのまま引用して、オープンデータの定義とする団体やその基調部分を参照する団体は多数ある。

「オープンデータ基本指針」において提示されたオープ

ンデータの定義が最低限満たすべき条件を示すものであるとすれば、それを満たさない定義を根拠に取り組みを進めるということは、結果として不十分な取り組みとなってしまうことが懸念されよう。

ここまでの考察および図表 1 を見ても明らかのように、都道府県におけるオープンデータの定義は、「オープンデータ基本指針」を基調に、それを全て満たすか、あるいは、一部不足があるかというかたちになっている。「オープンデータ基本指針」において示された定義よりも、より精緻なものにしたり、充実したものにしたりののであれば、それは結果として都道府県においてオープンデータの取り組みにつき政府のそれを上回るものとするにつながる。一方で、都道府県における定義がいわば最低限を示した「オープンデータ基本指針」における定義の劣化版にとどまるのであれば、結局のところ都道府県は政府の取り組みに歩調を合わせようとしただけで、かたちだけオープンデータに取り組んでいるとしただけに留まってしまう可能性がある。

6. 結論

本研究は、全ての都道府県でオープンデータに着手済であることに鑑み、都道府県におけるオープンデータの定義を確認する作業を行った。

その結果、多くの都道府県で、政府が示した「オープンデータ基本指針」におけるオープンデータの定義を一定程度参照してオープンデータの定義付けを行っていることが確認された。なかには、「オープンデータ基本指針」をそのまま引用して自団体におけるオープンデータの定義としている事例も見受けられた。一方で、「オープンデータ基本指針」で示された定義の一部分だけを採用している事例も見受けられた。

政府は最低限達成すべき事柄を考慮して「オープンデータ基本指針」において定義付けを行っているものと考えられる。そうだとするのであれば、その最低限を達成することを定義付けにおいて担保していない団体が都道府県の中には一定数存在していることになる。

少なくとも、政府は「推奨データセット」や「地方公共団体ガイドライン・手引書」の公開など、最低限のところでは全自治体で可能な限り統一的にオープンデータの公開が推進される環境づくりを行っている。その結果なのか、オープンデータ着手済の自治体数は着実に増加している。冒頭示したように、その数は 1300 に迫る。その一方で、オープンデータの取り組みについて基礎自治体への支援を行うことも想定されている都道府県にあっても、その足並が揃っていないことがオープンデータの定義に異同があることから示唆されるところである。

7. 今後の研究上の課題

本研究では、2023 年 1 月時点で確認可能な都道府県におけるオープンデータの定義のその異同を研究対象としている。ここで確認された定義は、オープンデータ施策を展開する上で担当者が依拠している定義かどうかは未確認である。対外的に公表しているオープンデータの定義が実際の政策過程においても依拠されるものなのか、アンケート調査やインタビュー調査により検証する必要がある。これが本研究に残る第一の研究課題である。

定義に異同がある中で、それが結果として公開されるオープンデータの量や質に何らかの影響を及ぼしているのか検証が行われていない。これが本研究に残された第二の研究課題である。

最後に、本研究は、都道府県を研究対象としている。これは全ての都道府県がオープンデータに着手済であったことが主要な理由である。対して、基礎自治体には、オープンデータに未着手の団体もある。その取組みを阻害する要因として、オープンデータとして公開すべきとされるデータを公開しようとするに事務負担が生じることがあげられている[11]。オープンデータの定義の仕方をめぐって、それが結果として基礎自治体における取組みを阻害している可能性もある。この基礎自治体における定義のあり方について事例として扱えていないことが本研究に残された第三の研究課題である。

参考文献

- 1 デジタル庁：オープンデータ取組済自治体一覧、(2022)
https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/2b1128e2-c699-4aa0-9206-37169a6697c8/ce8f0a78/20220628_resources_opendata_lg_list_01.xlsx (last accessed 2023/1/7)
- 2 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室：「地方公共団体へのオープンデータの取組に関するアンケート」、(2020)
- 3 牧田泰一、藤原匡晃：官民一体のオープンデータ利活用の取り組み：先進県・福井、データシティ鯖江、情報管理、60(11)、pp.798-808、(2018)。
- 4 本田正美：都道府県における情報提供とオープンデータの関係性、情報プロフェッショナルシンポジウム予稿集、pp.65-70、(2020)
- 5 本田正美、梶川裕矢：自治体におけるオープンデータ推進の政策過程、情報文化科学研究、(8)、pp.1-9、(2018)
- 6 本田正美、梶川裕矢：自治体におけるオープンデータ政策の発現過程とエビデンスの関係、研究報告電子化知的財産・社会基盤(EIP)、2018(16)、pp.1-5、(2018)
- 7 本田正美、梶川裕矢：オープンデータの実施と公開データの判断基準の関係性、第 17 回情報科学技術フォーラム予稿、第 4 分冊、pp.299-300、(2018)
- 8 中野邦彦、本田正美：道府県のオープンデータ推進に関わる政策コミュニケーション、情報コミュニケーション学会第 16 回全国大会論文集、pp.26-27、(2019)
- 9 本田正美：都道府県の官民データ活用推進計画におけるオープンデータの位置付け、情報プロフェッショナルシンポジウム予稿集、pp.37-41、(2021)
- 10 庄司昌彦：オープンデータの動向とこれから、情報の科学と技術、65.12、pp.496-502、(2015)
- 11 本田正美：自治体におけるオープンデータ実施の阻害要因、研究報告電子化知的財産・社会基盤(EIP)、2019(23)、pp.1-5、(2019)。